

お客様各位

炭(木炭等)及び活性炭の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のことお慶び申し上げます。

平素より航空輸送の安全につき、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、航空危険物規則特別規定 A3 に基づき、危険物(UN 1361 若しくは UN 1362)に該当しない炭(木炭等)及び活性炭につきまして、新たな受託基準を設けさせて頂きました。つきましては、該当品の輸送に際しては、以下の取扱いにご協力頂きますよう宜しくお願いいたします。

1. 受託時に必要となる書類

特別規定 A3 の要件を満たし、非危険物として輸送される炭(木炭等)及び活性炭については、以下の内容(1)と(2)を確認できる危険性評価証明書等の書類を AWB に添付願います。危険性評価証明書とは、国連による「危険物輸送に関する勧告:試験方法及び判定基準のマニュアル」“Recommendations on the TRANSPORTATION OF DANGEROUS GOODS - Manual of Tests and Criteria”に基づく内容と結果が以下に反映された書類になります。

(1) 「危険物輸送に関する勧告:試験方法及び判定基準のマニュアル」に基づく試験が実施されたこと及びその試験結果。

(2) 「区分 4.2 自然発火性物質および自己発熱性物質の危険性」を有していないと判定された結果。

2. 紀州備長炭または名護パイン炭の取り扱い

紀州備長炭または名護パイン炭で、製造元より以下のシールが貨物に貼付されている場合については、1. の書類の提出は不要となります。



3. AWB への必要事項の記入

炭(木炭等)及び活性炭が、区分 4.2(自然発火性物質および自己発熱性物質)に該当せず、またその他の危険性も有していないことをご確認の上、AWB に“Not Restricted”若しくは“Not restricted, as per Special Provision A3”と記入願います。

4. 適用開始日

2013年11月15日(金)

以上